

## 市民の声

江別市自治基本条例検討委員会委員長 石黒匡人 様

中 井 和 夫

### 江別市自治基本条例検討委員会への意見と要望

江別市自治基本条例のについて関心があり知見を有し、第1回及び第2回のの検討委員会を傍聴し、第1回の議事録を見ている江別市民です。

検討の状況についてこれでいいのかとの思いを持ち、今後の検討についても心配されるものがありますので、貴検討委員会の検討に対し、次のとおり意見と要望を出しますので、お聞き届けいただき必要な対処をお願いします。

なお、本検討委員会の検討結果や提言については、市民へ説明と意見交換の機会がなくパブリックコメントもないシステムであるのこと、当検討委員会設置要綱では委員長が必要と認める者から意見をきくことができるところから、機会を作っていただくことを要請します。

第1は、委員長以外はすべて新しく参加した委員であるが、自治基本条例に対する知見や認識を有しているのか疑問があり、行政への質問に終始していることを指摘せざるを得ません。委員は役割を認識して委員間での討議が主体であるべきがです。なお、このような委員を選考し、委嘱した市の問題大きいと考えられるが、検討委員会の場でもも自ら議論すべきものでありませんか。

第2は、この条例が制定以来12年になり社会情勢が大きく変化し、条例に期待されるものが変わっているが、前文・総則について時代の変化に対応できるものであるかの議論がほとんどない。自治基本条例に市民が期待しているものについて原点から検討すべきではないか。今後の再検討と議論を望みます。

第3に、この条例の推進は、市民、議会及び議員、市長等が責任を持ち、協力し、協働のもとに進めるものであることがこの条例の基本理念です。今回の議論では議会は独立しているので検討しなくていいとの行政の説明で議論がおこなわれていないが、江別市議会は議会基本条例も定め、市民との直接対話で意見を聞き、議会運営の改善を進めており、特に、陳情者が議会において直接発言できる画期的な改革も行われている。議会の取り組みを評価した議論を行い、市民に周知するのも検討委員会の使命でないか。

第4に、条例の位置づけの議論の中で、事務局から市の所管課で個別に条例や要綱を作り対応しているので十分であるかの説明があったが、そのまま承していいのか疑問が大きい。「自治基本条例検討委員会提言書を受けての取り組み状況」が公開されているが、そこには市行政内部に「周知した」「依頼した」にとどまり、市の内部の事務手続きに終始しているが、自治基本条例や市民参加条例を統制する立場からのガバナンスが欠けている。条例の実行の中で市長のガバナンスが適切に図られているかを検討委員会で考え、検討すべきです。特にこれから検討の俎上に上がる「市民参加」においては、このガバナンスが機能していないことが指摘できるので、自治基本条例を進める中で市長のガバナンスが働いているか再度論議いただきたい。

第5に、第6次総合計画中間改定について自治基本条例の規定がどう位置づけされているか議論が不十分である。総合計画はかつての地方自治法による策定義務から、自治体の自主策定に変わり、江別市においては自治基本条例をその根拠として自主的に策定されているので、市民の理解度、市内部の計画への取り組みについてさらに検討し、議論されるべきです。なお、第2回の委員会において市から説明がなかったが、平成30年度に行われた第6次総合計画中間改定に対するパブリックコメントでは、意見提出がきわめて少數にとどまり、計画の中間見直しを議論した行政審議会においても問題視にされている。総合計画所管部署から再度説明を受け、総合計画に対する市民の理解、市の対応についてさらに深堀した議論と検討が必要です。総合計画において自治基本条例の目指すものが機能しているか検討し、必要な指摘、提言が行われることを期待したい。

第6は、これから検討されることになっている「市民参加」について、平成29年3月の検討委員会の提言の市民参加の推進については、提言に則した取り組みがきわめて不十分で、提言に逆行するような取り組みもあり、周知し、依頼し、所管の部署が取り組んでいいといいとすることで済まされない。自治基本条例を統括する市長のガバナンス機能がが働いていない次のような問題があることを指摘したい。

市民参加については、包括的な検討だけでなく個別に資料を提示させ前検討委員会の提言の趣旨が生かされているか検討することが必要です。

1 パブリックコメントは実施数は増えたが、江別市公共交通網形成計画のような一部特定のものを除けば、提出者は5名以下で、大部分が1名で0のものも散見される。パブリックコメント実施したという行政のアリバイ作りにしかなっていないのが現状です。

また、提出されたパブリックコメントは所管部署により、一方的に区分され、評価と市の考えだけが公開され、応募者の質問、反論などは認められず、市民の参加意欲を欠くものになっているので改善が必要です。さらに、市民参加状況の取りまとめの公表でも、実施数、提出件数のみにとどまり、市民のパブリックコメントへの参加意欲そぐものになっている。実態を確認して検討提言をいただきたい。

2 付属機関等の委員の選任については、「江別市自治基本条例検討委員会提言書を受けての取り組み状況」で付属機関等の所管部署に対し、選考の仕方を検討するよう依頼し、公募した付属機関等は増えたが、次に指摘できるように1機関あたりの参加数は限定あるいは削減され、その選考方法で重大な問題のあるものも増えている。所管部署任せで自治基本条例及び市民参加条例の所管部署や市長の統制や指導は機能していないのが実態である。

両条例の所管部署は市民参加の有無、人数を確認するだけで問題や改善の必要性を把握しておらず、付属機関等の実施部署への指導や働きかけなどは全く行われていないのが現状で先の検討委員会の提言は生かされていない。

以下でとくに問題のあるものを提示しますので検討のいただき、必要な指摘と提言をお願いします。

(1) 市民公募の委員数が男女各1名とする画一化が進み、特に平成31年度の公募のほとんどが男女各1名にされたことで、市民参加の機会が損なわれてている。その発端が平成28年度の自治基本条例検討委員会がそれまでの市民公募委員を4名から男女各1名の2名にしたことになり、他の付属機関等の所管部署が審議会等の性格や内容にかかわりなく男女各1名にし手織り、自治基本条例及び市民参加条例の市民参加の拡充に反する。

特に、審議会条例改正して、新たに市民公募委員の参加が行われた経済審議会と社会福祉審議会では委員数が20名を超える大規模な審議で審議事項も多岐にわたるにもかかわ

らず市民参加を男女各1名にしたことは市長のガバナンス不在といえる。

さらに、介護保険事業計画策定委員会（介護保険事業運営委員会に改編）及び社会福祉計画策定委員会においてはそれまでの市民参加数を半数以下に削減して男女各1名とした。また、令和2年度に公募した行政改革推進委員会においても同様の削減が行われたが、条例所管部署は注意、指摘、指導もしていない。

（2）市民参加委員の公募の際に選考法や選考基準が示されず、付属機関等の所管部署部署により不公正で恣意的な選考が行われてている可能性が高いことを情報公開の請求結果から十分推定できる。

公正で透明性の高い選考を行うために市の外部や所管部署外の市の職員の選考参加を提案し、市長（条例の書簡部署）からその必要性が回答されているが、公募選考において配慮されていない。

特に疑念を持っているのは、情報公開で得た情報から経済審議会、社会福祉審議会、地域福祉計画策定委員会、上下水道経営検討委員会、市立病院の役割とあり方検討委員会であり、検討委員会で具体事例を確認願いたい

（3）委員公募において市民参加条例施行規則により3以上の兼職者の応募を認めないうえに、公募委員の選考において内部の選考基準により審議会等付属機関の委員の経験が多いほど劣後評価して該当者を選考から排除しようとしている付属機関等も少なくない。

この選考方法は、自治基本条例第24条第3項の市民参加において市民が不当に不利益を受けないように配慮しなければ規定に反するものであり、選考者の恣意で被選考者差別するものであるといえる。公募委員にだけ3以上の兼職を認めず、市長などが直接委嘱する者の中には5件以上の兼職者も見られる中で、過去の委員経験まで加えて排除するのは二重の差別である。

なお、情報公開で得た情報から経済審議会、社会福祉審議会、地域福祉計画策定委員会、介護保険制度運営委員会、上下水道経営検討委員会の選考においてこの方式がとらっている。特に、選考項目が3項目しかない介護保険制度運営委員会と上下水道経営検討委員会ではこの選考基準の適用により選考順位が逆転している。

自治基本条例第24条第3項及び市民参加条例第3条第1項の視点から検討いただき、必要な指摘と提言を求めます。～

（4）先の検討委員会で提言があった選任された委員以外の市民から意見を聞き取ることについては付属機関やそれを所管する部署への周知不十分で認識が薄いことから、実行されておらず、提言を受けての取り組み状況においても報告がない。趣旨の周知を再確認いただきたくとともに、実現に向けたさらなる提言をお願いしたい。